

平成25年11月29日付で受理した桂川町職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成26年1月21日

桂川町監査委員 武井 秀樹

桂川町監査委員 神崎 はな子

桂川町職員措置請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人住所氏名

省略

2 相手方

井上利一桂川町長（以下「町長」という。）

3 請求の提出日

平成25年11月29日

4 請求の要件審査

この桂川町職員措置請求書については、地方自治法第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求の概要

平成25年11月29日付で請求人から桂川町職員措置請求書が提出された。この請求書には、事実証明書として桂川町情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定通知書の写し及び当該タクシー使用にかかる支出負担行為伺書の写し(当該チケット等を確認できる写しを含む。)が添付されていた。

2 請求の要旨

請求者から出された桂川町職員措置請求書の要旨は、次のようなものである。

(1) 嘉穂自動車旅客共同組合（以下「共同組合」という。）が発行するタクシー乗車券（以下「チケット」という。）の使用に関し、次の4件については使用区間等から使用者は町長と推定されること。

使用年月日	使用区間	金額(円)	チケット番号
平成24年12月13日	東町～内山田	3,820	4477-14
平成25年2月4日	東町～内山田	4,300	4477-20
平成25年3月19日	みゆき町～内山田	3,900	4477-36
平成25年3月23日	みゆき町～内山田	3,820	4477-40
計		15,840	

- (2) 当該日について町長の飯塚市への出張命令が無いので、公的なものではなく、私的な使用と判断され、当該経費の町費による支払いは不当な支出であること。
- (3) そのため、当該タクシー使用料は町費で支払う義務のないものであり、町に損害を与えたこと。
- (4) 以上の理由により、町費で負担すべきでないタクシーの使用料は、町長である井上利一氏が町に返還すべきであること。

3 監査の方法

地方自治法第242条第4項の規定による監査を次の方法で実施した。

(1) 書類調査

桂川町総務課職員に関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

(2) 事情聴取

請求人及び町長に対して陳述の機会を設けたほか、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

(3) 事実の確認

チケット使用の対象となっている用務のうち、案内状況が文書によって確認出来なかったものについては、双方の関係者に口頭で事実の確認を行った。

4 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項に規定する請求人の陳述を平成25年12月6日に行った。この際、請求人から陳述書の提出があったが、新たな証拠の提出はなかった。

陳述のうち、本請求書を補足する内容については参考とした。この中で、請求人から同法242条第7項による関係人の陳述の際の立会いを求める要請があったが、陳述については個別に行うこととした。

5 関係人（町長）の陳述

地方自治法第242条第7項に規定する関係人（町長）の陳述を平成25年12月24日に行った。この際、関係人から陳述書の提出があった。併せて、監査委員が事前に求めた次の事項、①出張日時(曜日) ②用務地(市町村名) ③用務先(施設名等) ④用務の内容 ⑤往路の交通手段 ⑥出張記録簿記載の有無(記載がない場合はその理由) についても別途、書面での回答があり、事実関係を確認した。

第3 監査の結果

1 認定した事実

当監査委員は、町長陳述及び書類調査並びに関係職員の事情聴取等により、次の事実を認めた。

(1) チケットの使用状況について

町長が使用した乗車券の使用状況は、次表のとおりであった。

事案	乗車年月日	乗車区間
①	平成 24 年 12 月 13 日(木)	東町～内山田
②	平成 25 年 2 月 4 日(月)	東町～内山田
③	平成 25 年 3 月 19 日(火)	みゆき町～内山田
④	平成 25 年 3 月 23 日(土)	みゆき町～内山田

(2) 当該日における町長の日程

当該日における町長の日程は、次表のとおりであった。

なお、この件に関し、案内状等の確認が出来ないものについて関係者双方に案内の事実について確認した結果、すべての用務において案内がなされていたことを認めた。

事案	用務	開催場所
①	桂川手話の会懇談会	焼き肉モンスター飯塚店
②	平成 25 年度公明党賀詞交歓会	のがみプレジデントホテル
③	桂川町議会との懇談会及び管理職職員退職者送別会	パドドゥ・ル・コトブキ
④	福岡県飯塚倫理法人会 10 周年記念祝賀会	のがみプレジデントホテル

(3) 当該経費の支出の状況

当該経費の支出の流れは、まず、総務課庶務係において共同組合からの請求書に基づく支出負担行為伺書が作成され、その決裁が終了した後に支出命令書を起票。これを再度、主管課長たる総務課長、決裁権者たる財政課長がそれぞれ決裁し、会計管理者の審査を経て支出されたものであった。

チケット使用の支出状況、金額等は次表のとおりである。

事案	乗車年月日	支出金額	支出年月日
①	平成 24 年 12 月 13 日	3,820 円	平成 25 年 1 月 25 日

②	平成 25 年 2 月 4 日	4,300 円	平成 25 年 3 月 25 日
③	平成 25 年 3 月 19 日	3,900 円	平成 25 年 5 月 27 日
④	平成 25 年 3 月 23 日	3,820 円	平成 25 年 4 月 25 日

(4) チケットの取扱い等について

ア チケット運用の仕組みについて

本町においては、チケットの使用について共同組合と契約を結び、同旅客共同組合が発行する既定のチケットを使用することによって、共同組合に加盟している事業者のチケット利用サービスの提供を受けるものである。

使用したチケットは、各タクシー会社から共同組合が回収し、使用機関に対して一括して料金を請求する仕組みとなっている。

イ チケットの使用基準等について

現在、本町においてはチケットの使用基準等についての規範は策定されていない。

(5) 町長の移動手段について

特別職である町長については、職務の円滑な遂行等のため、専用の公用車（以下「公用車」という。）が配置されており、公務での移動には原則として公用車が使用されている。

町長のチケット使用に関しては、関係職員から、主にチケットを使用することが公用車運転職員の人件費、適正勤務時間の確保等に鑑みてより効率的であると判断される場合などに公用車使用の代替手段として活用されている、という説明があった。

また、現行では、主だった町長の移動について一覧表形式の出張記録簿が作成されている。

2 判断

請求者は、その請求の要旨において、示された4件のチケット使用について、町長の出張命令が無いので、その出張は私用であり、不当な支出であると指摘している。

このことに対し、監査委員は次のことについて判断した。

(1) 町長の職務について

町長の職務については、地方自治法第147条に「普通地方公共団体の長

は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する」と、同法第148条に「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」と規定されている。

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の定めによる特別職である。同法第4条第2項には「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない」と定められており、町長は一般職の地方公務員と異なって、同法の適用を受けず、勤務時間や服務等についての定めはないものである。

(2) 町長の「公務」の範囲について

地方公共団体の役割については、地方自治法第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の向上を図ることを基本として、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と謳われている。

町長の個別の行政運営については、国、県をはじめとする多くの対外的な組織や団体とのかかわりをはじめ、様々な行政施策の策定やその条件整備、取扱事務に関する指揮・監督・指導、町づくりにつながる人的資源の活用・調整等に至るまで、広い範囲に亘って主体的かつ総合的な行政判断を行う役割を担っている。

従って、町長の「公務」の範囲については、幅広い視点から判断されるべきものであろうと解する。

(3) 町長の公用車使用等における条例等の適用について

職員の公務出張に対する旅費の支給については、桂川町職員の旅費に関する条例によりその手続き等が詳細に定められている。町長については、桂川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第6条第2項において、「旅費の額は、桂川町職員の旅費に関する条例の定めるところによる」と、同条例第7条において「前条に規定する旅費の支給条件及び支給方法は、一般職の職員の例に準ずる」との規定があり、旅費の支給については桂川町職員の旅費に関する条例を準用する旨が定められている。

今回の4件の請求案件には、旅費の支給は含まれておらず、公用車代替措置としてのタクシーチケット使用料が対象となっている。

町長に対して、公用車等により移動する際に出張命令書の記載が義務付けられているという根拠はなく、出張命令書（若しくは出張記録簿）に記載が

ないからといって、ただちに公務性が否定されるものではない。

第4 結論

以上の基本的な判断を基に、前記1の認定した事実に照らし、請求人が主張する4件の事案については、すべて公務であるとするのが相当との結論に至った。

従って、「出張命令が無いので公的なものではなく、私的な使用と判断され、当該経費の町費による支払いは不当な支出である」とする請求者の主張については、理由が無いとするものである。

第5 意見

行政経費については、タクシーチケットの使用においても、その経費の大小にかかわらず、また、これまでの運用慣習によることなく、公費の支出として更に透明性を図っていくことが、時代のすう勢として求められてきている。

町当局におかれては、早急にチケット使用等についての取扱基準を定め、秘書業務職員との緊密な連携によって出張記録の正確性を高めるなど、積極的な事務改善を図られるよう進言するものである。